

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年2月23日 08時30分ごろ
発生場所	北海道八雲町落部漁港北北東方沖 落部港北防波堤灯台から真方位033° 2.4海里付近 (概位 北緯42° 13.0′ 東経140° 27.0′)
事故の概要	漁船第二十八洋宝丸は、ほたて貝の選別作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年2月28日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八洋宝丸、6.6トン HK2-21943（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 乗組員（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（乗組員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び乗組員が乗り組み、ほたて貝養殖施設の整備の目的で落部漁港を出航し、同港北北東方沖の養殖施設に到着した。</p> <p>船長は、ほたて貝養殖施設の整備を行った後、試し獲りをする事とした。</p> <p>船長は、ほたて貝の付いたロープ1本を引き揚げてほたて貝を外し、左舷中央部に設置されたほたて貝を選別するための機器（以下「選別機」という。）を作動させ、選別機の船尾側（ほたて貝排出側）に立ち、ほたて貝を選別する作業（以下「本件選別作業」という。）を行った。</p> <p>乗組員は、選別機の船首側付近に立ち、船長が本件作業を行う様子を見ていたところ、船体動揺で体勢を崩し、とっさに右手で選別機に掴まり、選別機の露出していた歯車に親指と人差し指が巻き込まれた。</p> <p>船長は、乗組員の叫び声で本事故の発生に気付き、本件選別作業を中断して落部漁港に戻った。</p> <p>乗組員は、救急車で病院に搬送され、右母指中手骨開放骨折及び右示指末節骨開放と診断された。</p> <p>船長は、ふだんから、乗組員に対し、作動している選別機に近寄らないよう指導していた。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、落部漁港北北東方沖において、本件選別作業中、選別機付近に立っていた乗組員が、船体動揺により体勢を崩した際、選別機に右手で掴まったことから、選別機の歯車に親指と人差し指が巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、落部漁港北北東方沖において、本件選別作業中、選別機付近に立っていた乗組員が、船体動揺により体勢を崩した際、選別機に右手で掴まったため、選別機の歯車に親指と人差し指が巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長は、本事故後、選別機を歯車が露出していないタイプに交換した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、作動している選別機に近寄らないこと。</li> <li>・乗組員は、甲板上に立った姿勢でいる場合、急な船体動揺に備え、ハンドレール等の船体構造物に掴まっておくこと。</li> </ul>